

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成17年9月6日
【発行者名】	オリックス不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 市川 洋
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【事務連絡者氏名】	オリックス・アセットマネジメント株式会社 執行役員 齊藤 裕久
【電話番号】	03-3435-3285（代表）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	オリックス不動産投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 33,287,050,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 1,813,000,000円
	(注) 募集金額は発行価額の総額です。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取 引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一 般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額 (34,447,000,000円)は上記の金額とは異なります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発 行する上場投資証券について、市場価格の動向 に応じ必要があるときは、証券取引法施行令第 20条第1項に規定する安定操作取引が行われる 場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有 価証券市場を開設する証券取引所は、株式会社 東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成17年8月29日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成17年9月6日開催の役員会において、一般募集47,500口の募集の条件及びオーバーアロットメントによる売出し2,500口の売出しの条件、その他当該新投資口発行及び投資口売出しに関し必要な事項を決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

##### 1 募集内国投資証券

(3)発行数

(4)発行価額の総額

(5)発行価格

(8)申込期間

(11)払込期日

(13)手取金の使途

(14)その他

引受け等の概要

##### 2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(3)売出数

(4)売出価額の総額

(5)売出価格

(8)申込期間

(11)受渡期日

下線\_\_\_\_\_は訂正箇所を示します。

## 第一部 【証券情報】

### 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

#### 1【募集内国投資証券】

##### (3)【発行数】

<訂正前>

47,500口

(注) 後記「2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、一般募集においては、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資証券の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

<訂正後>

47,500口

(注) 後記「2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、一般募集においては、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資証券の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

##### (4)【発行価額の総額】

<訂正前>

34,100,000,000円

(注) 後記「(14) その他ノ 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

33,287,050,000円

(注) 後記「(14) その他ノ 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額です。

##### (5)【発行価格】

<訂正前>

未定

(注) 1. 発行価格決定日（(注) 2. に定義します。）における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。

(注) 2. 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、上記(注) 1. 記載の仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成17年9月6日（火）から平成17年9月8日（木）までのいずれかの日（以下「発行価格決定日」といいます。）に一般募集における価額（発行価格）及び申込証拠金を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より本投資証券1口当たりの払込金として受け取る金額）を決定します。

- (注)3. 後記「(14) その他 / 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格と発行価額（引受価額）との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- (注)4. 一般募集の対象となる本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成17年9月1日（木）とします。

< 訂正後 >

1口当たり725,200円

- (注)1. 後記「(14) その他 / 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格と発行価額（引受価額）との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- (注)2. 一般募集の対象となる本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成17年9月1日（木）とします。
- (注)1.、2.の全文削除及び(注)3.、4.の番号変更

#### (8)【申込期間】

< 訂正前 >

平成17年9月9日（金）から平成17年9月13日（火）まで

- (注) 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成17年9月2日（金）から平成17年9月8日（木）までを予定しておりますが、実際の一般募集における価額（発行価格）及び申込証拠金の決定日は、平成17年9月6日（火）から平成17年9月8日（木）までのいずれかの日を予定しております。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成17年9月7日（水）から平成17年9月9日（金）まで」となることがありますのでご注意ください。

< 訂正後 >

平成17年9月7日（水）から平成17年9月9日（金）まで

(注)の全文削除

#### (11)【払込期日】

< 訂正前 >

平成17年9月16日（金）

- (注) 払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、払込期日については、需要状況等を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成17年9月2日（金）から平成17年9月8日（木）までを予定しておりますが、実際の一般募集における価額（発行価格）及び申込証拠金の決定日は、平成17年9月6日（火）から平成17年9月8日（木）までのいずれかの日を予定しております。従って、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成17年9月14日（水）」となることにご注意ください。

< 訂正後 >

平成17年9月14日(水)

(注)の全文削除

(13)【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における本投資法人の手取金(34,100,000,000円)については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金(上限1,700,000,000円)と併せて、後記「第二部 参照情報 / 第2 参照書類の補完情報 / 1 投資法人の概況 / (4) 第6期(平成17年2月期)後に取得済み及び取得予定の資産並びに売却済み及び売却予定の資産の概要について」に記載の、本投資法人が取得を予定している特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じ。)の取得資金及び借入金の返済等に充当します。

(注) 上記の手取金は、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

一般募集における本投資法人の手取金(33,287,050,000円)については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金(上限1,751,950,000円)と併せて、後記「第二部 参照情報 / 第2 参照書類の補完情報 / 1 投資法人の概況 / (4) 第6期(平成17年2月期)後に取得済み及び取得予定の資産並びに売却済み及び売却予定の資産の概要について」に記載の、本投資法人が取得を予定している特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じ。)の取得資金及び借入金の返済等に充当します。

(注)の全文削除

(14)【その他】

引受け等の概要

<訂正前>

本投資法人及びその資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社は、発行価格決定日に、下表に記載する引受人との間で、一般募集の対象となる本投資証券の買取引受契約を締結する予定です。

引受人は、一般募集の対象となる本投資証券全てについて、発行価格決定日に決定される発行価額(引受価額)にて連帯して買取引受けし、当該発行価額(引受価額)と異なる発行価格で募集を行います。

引受人は、払込期日に発行価額(引受価額)の総額を本投資法人に払込み、発行価額(引受価額)の総額と発行価格の総額との差額は引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対して一般募集にかかる引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券エスエムビーシー株式会社 野村證券株式会社 UBS証券会社 オリックス証券株式会社 日興シティグループ証券株式会社 新光証券株式会社 UFJつばさ証券株式会社 三菱証券株式会社 みずほ証券株式会社 岡三証券株式会社 東海東京証券株式会社 東洋証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都中央区日本橋人形町一丁目3番8号 東京都港区赤坂五丁目2番20号 東京都中央区八重洲二丁目4番1号 東京都千代田区大手町一丁目1番3号 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 東京都中央区京橋一丁目7番1号 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	未定
合計		47,500口

(注)1. 引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格決定日に決定する予定です。

(注)2. 引受人は、引受人以外の証券会社に引受投資口の販売を委託することがあります。

(注)3. 大和証券エスエムビーシー株式会社、野村證券株式会社及びUBS証券会社を総称して「共同主幹事会社」ということがあります。

<訂正後>

本投資法人及びその資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社は、平成17年9月6日(火)(以下「発行価格決定日」といいます。)に、下表に記載する引受人との間で、一般募集の対象となる本投資証券の買取引受契約を締結しました。

引受人は、一般募集の対象となる本投資証券全てについて、発行価格決定日に決定された発行価額(引受価額)(1口当たり700,780円)にて連帯して買取引受けし、当該発行価額(引受価額)と異なる発行価格(1口当たり725,200円)で募集を行います。

引受人は、払込期日に発行価額(引受価額)の総額を本投資法人に払込み、発行価額(引受価額)の総額と発行価格の総額との差額(1口当たり24,420円)は引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対して一般募集にかかる引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	16,386口
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	16,386口
UBS証券会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,988口
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目3番8号	4,038口
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	1,568口
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	1,140口
UFJつばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	1,093口
三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	1,045口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	428口
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	190口
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号	143口
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	95口
合計		47,500口

(注)1. 引受人は、引受人以外の証券会社に引受投資口の販売を委託することがあります。

(注)2. 大和証券エスエムビーシー株式会社、野村證券株式会社及びUBS証券会社を総称して「共同主幹事会社」ということがあります。

(注)1.の全文削除及び(注)2.、3.の番号変更

## 2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

### (3)【売出数】

<訂正前>

2,500口

(注)1. オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1 募集内国投資証券」に記載する一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、2,500口を上限として、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資証券の売出しです。従って、オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、本投資法人は平成17年8月29日(月)開催の役員会において、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする本投資法人の投資口2,500口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、平成17年10月12日(水)を払込期日として行うことを決議しています。大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、本投資証券について、安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了日の翌日から平成17年10月7日(金)までの間、借入投資証券の返還を目的として、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として東京証券取引所において本投資証券の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります、シンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

(後略)

<訂正後>

2,500口

(注)1. オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1 募集内国投資証券」に記載する一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資証券2,500口の売出しです。これに関連して、本投資法人は平成17年8月29日(月)及び平成17年9月6日(火)開催の役員会において、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする本投資法人の投資口2,500口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、平成17年10月12日(水)を払込期日として行うことを決議しています。大和証券エスエムビーシー株式会社は、

平成17年9月7日(水)から平成17年9月9日(金)までの間、本投資証券について、安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成17年9月10日(土)から平成17年10月7日(金)までの間、借入投資証券の返還を目的として、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数(2,500口)を上限として東京証券取引所において本投資証券の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があり、シンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数(2,500口)から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

(後略)

(4)【売出価額の総額】

<訂正前>

1,800,000,000円

(注) 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

1,813,000,000円

(注)の全文削除

(5)【売出価格】

<訂正前>

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券 / (5)発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

<訂正後>

1口当たり725,200円

(注)の全文削除

(8)【申込期間】

<訂正前>

平成17年9月9日(金)から平成17年9月13日(火)まで

(注) 上記申込期間については、前記「1 募集内国投資証券 / (8)申込期間」に記載の一般募集の申込期間と同一とします。

<訂正後>

平成17年9月7日(水)から平成17年9月9日(金)まで

(注)の全文削除

(11)【受渡期日】

<訂正前>

平成17年9月20日(火)

(注) 上記受渡期日は、前記「1 募集内国投資証券/(14)その他 申込みの方法等」において決定される払込期日の翌営業日とします。一般募集の払込期日が繰り上がる可能性があることについては、前記「1 募集内国投資証券/(11)払込期日」をご参照下さい。

<訂正後>

平成17年9月15日(木)

(注)の全文削除